

平 川 市 分 別 収 集 計 画

(平成28年6月)

平 川 市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
(法 第8条 第2項 第1号)	
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	3
(法 第8条 第2項 第2号)	
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分	4
(法 第8条 第2項 第3号)	
8. 各年度において得られる分別収集適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
(法 第8条 第2項 第4号)	
9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
(法 第8条 第2項 第5号)	
10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
(法 第8条 第2項 第6号)	
11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1. 計画策定の意義

地域全体を考えた生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体が、それぞれの立場での役割を認識し、履行することが非常に重要である。

循環型社会の形成は、リデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）の3Rの積極的な取り組みを図ることにより、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減につなげるものとしている。

本計画は、このような状況のなか、市民・事業者・行政の果たすべき役割を明確にし、具体的な方策を明らかにすることで関係者が一体になって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量化、循環型社会の形成が推進されるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を以下に示す。

①市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、三者が一体となっごみ排出抑制と資源再利用促進の取り組みを図る。

②市民参加型のごみ減量とリサイクル運動をより積極的に促進する。

③市民及び排出事業者への広報等による啓発や普及活動、指導を尚一層推進する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年 4 月を始期とする 5 年計画とし、平成 31 年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、「アルミ製容器」「スチール製容器」「ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）」「飲料用紙製容器」「段ボール」「その他の紙製容器包装」「ペットボトル」「その他のプラスチック製容器包装」を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1項）

（単位：t／年）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	2,639	2,613	2,586	2,558	2,532

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

（単位：t／年）

		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
缶	スチール	73	73	72	71	70
	アルミ	106	105	104	103	101
	小計	179	178	176	174	171
びん	無色ガラス	207	205	203	201	199
	茶色ガラス	174	172	170	168	167
	その他ガラス	62	62	61	60	60
	小計	443	439	434	429	426
紙	紙パック	72	71	70	69	69
	段ボール	486	481	477	471	466
	その他紙製容器	383	379	375	372	368
	小計	941	931	922	912	903
プラスチック	ペットボトル	211	209	206	204	202
	その他プラスチック	865	856	848	839	830
	小計	1,076	1,065	1,054	1,043	1,032
合計		2,639	2,613	2,586	2,558	2,532

・ごみ排出量に占める各容器包装廃棄物の割合は、「市町村分別収集計画作成手引き（八訂版）P33表2-3-1の平均数値により算出。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたり、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

○啓発活動の充実

児童生徒の環境意識を育むため、小中学校への環境に関する情報提供等を積極的に行う。

また、ごみ処理施設の見学会等の機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する多額の経費等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

（ポスター・チラシ・広報に特集を掲載）

○容器包装廃棄物収集拠点の設置

市役所本庁舎、尾上・碓ヶ関総合支所に容器包装廃棄物を年末年始を除いた毎日排出可能な拠点を設置した。

○地域住民による集団回収の資源回収の継続と育成、行政の援助

再生利用可能な資源ごみの回収を行う団体に対して、報奨金を交付し、資源ごみの回収運動の推進を図る。

○容器包装廃棄物分別収集の徹底

広報等による啓発により、容器包装廃棄物の分別収集の徹底を図る。

○家庭ごみの有料化

家庭ごみの減量化・リサイクルの推進、市民の環境意識の高揚、ごみの量に応じた費用負担の公平性を図るため、家庭ごみ（可燃・不燃）の有料化を平成20年度より導入した。

また、粗大ごみについても、ごみの減量化とごみを出す量に応じた費用負担の公平性を図るため、平成25年7月より有料化を実施した。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3項）

収集及び保管の委託先の機材等を勘案し、収集に係る区分を以下に示す。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

分別収集する容器包装の種類	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
①主として鋼製の容器包装	29.25	28.95	28.65	28.34	28.05
②主としてアルミニウム製の容器	28.80	28.51	28.21	27.91	27.62
③無色のガラス製容器	50.57	50.05	49.52	48.98	48.48
④茶色のガラス製容器	57.58	56.95	56.34	55.70	55.11
⑤その他のガラス製容器	26.91	26.66	26.41	26.14	2590
⑥主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2.52	2.49	2.47	2.44	2.42
⑦主として段ボール製の容器	82.78	81.98	81.18	80.35	79.57
⑧主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	10.90	10.79	10.69	10.58	10.48
⑨主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのも	50.08	49.56	49.04	48.51	48.01
⑩主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	114.95	113.79	112.64	111.44	110.32
(うち白色トレイ)					

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行なう。

ただし、平賀地域・碓ヶ関地域は、弘前地区環境整備事務組合に、尾上地域は黒石地区清掃施設組合に加入しており、両地域間で実施体制が異なる。

①平賀地域及び碓ヶ関地域

容器包装物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	缶類	市（委託）による定期収集	弘前地区環境整備事務組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市（委託）による定期収集	弘前地区環境整備事務組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市（委託）による定期収集	弘前地区環境整備事務組合
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市（委託）による定期収集	弘前地区環境整備事務組合
	その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装		民間業者

②尾上地域

容器包装物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等 段階
金属	スチール製容器	缶類	黒石地区清掃施設 組合（委託）によ る定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	黒石地区清掃施設 組合（委託）によ る定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	黒石地区清掃施設 組合（委託）によ る定期収集	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の 紙製容器包装	その他の 紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	黒石地区清掃施設 組合（委託）によ る定期収集	民間業者
	その他のプラスチック 製容器包装	その他のプラスチッ ク製容器包装		

10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平賀地域・碓ヶ関地域は、弘前地区環境整備事務組合に、尾上地域は黒石地区清掃施設組合に加入しており、地域間で実施体制が異なる。

①平賀地域及び碓ヶ関地域

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール製容器	缶類	ネットバッグ	(平賀地域) 4 t 平ボディ車 ※ダンボールについてはパッカー車	弘前地区環境整備事務組合環境整備センター (リサイクルプラザ)	
アルミ製容器					
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック製コンテナ			
茶色のガラス製容器					
その他のガラス製容器					
飲料用紙製容器	紙パック	白色紙ひも 十字結束			(碓ヶ関地域) 2 t 平ボディ車
段ボール	段ボール				
その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装	無色透明 ビニール袋			
ペットボトル	ペットボトル	ネットバッグ			民間の保管施設
その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装				

②尾上地域

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	ネットバッグ	4 t パッカー車	民間の保管施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック製コンテナ	4t 平ボディ車	民間の保管施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	白色紙ひも 十字結束	4t 平ボディ車	民間の保管施設
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	ネットバッグ	4t 平ボディ車	民間の保管施設
その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装			

11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・学識経験者、各種団体の代表者で組織した環境審議会で、一般廃棄物の減量、リサイクルの促進等、市環境行政に関する重要事項を審議する。
- ・町内会、PTAなどの各種団体による集団回収を促進するため、回収重量に応じて報奨金を交付することで支援を行なう。